② 周遊エリア

イ 東京発着伊豆プラン

第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから清水インターチェンジまでの区間並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから新清水ジャンクションまでの区間及び新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間。

ロ 東京発着舘山寺・浜名湖プラン

第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから豊川インターチェンジまでの区間並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから新城インターチェンジまでの区間、新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間及び浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまでの区間。

ハ 東京発着富士・河口湖プラン

中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから甲府昭和インターチェンジまでの区間、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから富士川スマートインターチェンジまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから新富士インターチェンジまでの区間及び一般国道138号（東富士五湖道路）の全区間。

ニ 東京発着南信州プラン

中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジから大月ジャンクションまでの区間、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから伊北インターチェンジまでの区間、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間及び中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまでの区間。

ホ 名古屋発着金沢・加賀温泉郷・飛騨高山・白川郷プラン

北陸自動車道の小矢部砺波ジャンクションから福井インターチェンジまでの区間及び東海北陸自動車道の美濃インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。

ヘ 名古屋発着飛騨高山・白川郷プラン

東海北陸自動車道の美濃インターチェンジから五箇山インターチェンジまでの区間。

ト 名古屋発着富山・金沢・飛騨高山プラン

北陸自動車道の朝日インターチェンジから金沢西インターチェンジまでの区間及び東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。

チ 名古屋発着伊豆・静岡プラン

第一東海自動車道の沼津インターチェンジから豊川インターチェンジまでの区間並びに第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジから新城インターチェンジまでの区間、新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間及び浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまでの区間。

リ 名古屋発着信州・下呂ワイドプラン

中央自動車道西宮線の小淵沢インターチェンジから瑞浪インターチェンジまでの区間及び中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの区間。

ヌ 名古屋発着信州・下呂ミニプラン

中央自動車道西宮線の駒ヶ根インターチェンジから瑞浪インターチェンジまでの区間。

ル 名古屋発着箱根・富士・河口湖プラン

第一東海自動車道の御殿場インターチェンジから豊川インターチェンジまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の御殿場ジャンクションから岡崎東インターチェンジまでの区間、新清水ジャンクションから清水ジャンクションまでの区間及び浜松いなさジャンクションから三ヶ日ジャンクションまでの区間、中央自動車道富士吉田線の大月インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの区間、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから瑞浪インターチェンジまでの区間、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから岡谷インターチェンジまでの区間、中部横断自動車道の六郷インターチェンジから双葉ジャンクションまでの区間及び一般国道138号（東富士五湖道路）の全区間。

ヲ 金沢・加賀温泉郷・富山・飛騨高山・白川郷プラン

北陸自動車道の富山インターチェンジから福井インターチェンジまでの区間及び東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。

ワ 伊勢志摩プラン

近畿自動車道名古屋亀山線の長島インターチェンジから伊勢関インターチェンジまでの区間、近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢西・伊勢インターチェンジまでの区間、近畿自動車道名古屋神戸線の湾岸長島インターチェンジから新四日市ジャンクションまでの区間、近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気ジャンクションから紀伊長島インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の東員インターチェンジから新四日市ジャンクションまでの区間。

⑸ 割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。

2．企画割引「2017みえドライブプラン（みえ周遊コース）」

⑴ 割引をする自動車

① 周遊エリア内乗り放題コース（２日間）

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に⑷①に定める周遊エリアを通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

② 周遊エリア内乗り放題コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に⑷①に定める周遊エリアを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

③ 首都圏発着①エリア　みえ周遊コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②イに定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

④ 首都圏発着②エリア　みえ周遊コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②ロに定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑤ 首都圏発着③エリア　みえ周遊コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②ハに定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑥ 首都圏発着④エリア　みえ周遊コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②ニに定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷①に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。